

## 海外からの寄付受入れに関する寄付金取扱業務委託及び寄付募集フォーム構築に係る 運用・保守業務 仕様書

### 1 業務名

海外からの寄付受入れに関する寄付金取扱業務委託及び寄付募集フォーム構築に係る運用・保守業務

### 2 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものである。従って、受託候補者を選定するプロポーザルの提案内容を踏まえ、実際の業務委託契約締結時には変更する可能性がある。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで  
(ただし、寄付募集フォームの公開は令和6年3月15日までにを行うこと)

### 4 委託金額の上限及び支払方法

250,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ 上記金額には、寄付募集フォームの構築及び運用(令和6年3月15日～3月31日まで)の費用及び業務提供に当たり発生する全ての費用を含む。(追加費用の請求は不可)

※ 支払いは、業務終了後、受託者の請求に基づき30日以内に行う。

※ かつ決済ごとに係る手数料として1件当たり2.8%～3.8%(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の間とする。(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)なお、前払い及び部分払いは行わない。

※ 上記手数料には、業務の提供に当たり発生する全ての費用を含む。(追加費用の請求は不可)

### 5 事業の概要

本市では、令和3年3月に「歴史都市・京都創生策Ⅱ」を総括した際に、「国への要望に加え、民間や海外との連携が重要」との今後の考え方を示した。このうち、「海外と連携した取組」について、海外の京都ファンを拡大することを念頭に、海外寄付受入れの取組を、同年8月から開始し、寄付を呼び掛ける簡易な英語のウェブサイトを作成するとともに、海外からの寄付金の受入れ用の英語の決済フォームを構築した。

今年度は、インバウンド客が増加している現状を踏まえ、寄付の更なる受入れを目指すとともに、今後の寄付にとどまらない海外からの活力の呼び込みのための、関係性の構築・強化に向けた取り組みを行っている。

本事業は、同取組みの一環として、本市の海外からの寄付受入基盤をより使いやすいよう再構築し、広く一般に公開することで、国外からの包括的な資金調達モデルの形成を目指すものであり、その資金調達部分についてシステム運用・保守の受託者を選定するものである。

なお、本事業で構築する寄付募集フォームについては、別途構築予定の情報発信用のウェブサイト上にリンク等により連動を行う予定である。

## 6 業務の内容

詳細は、別紙「詳細仕様書」を参照し、本事業の目的に適うと思われる、委託金額内で実施可能なアイデア等がある場合は、積極的に独自提案を行うこと。

- (1) 寄付金の受付及び収納代行、寄付金の納付
- (2) 寄付者情報の提供
- (3) 寄付募集フォームのデザイン・構築
- (4) 寄付募集フォームのコンテンツの作成・登録・公開
- (5) 寄付募集フォームに係る連絡調整及び運用・保守

## 7 その他

- (1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。年度途中で体制の強化が必要であれば、適宜、人員の補充等を行うこと。また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。
- (3) 受託者は、本業務の実施のために制作及び得た著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を無償で譲渡するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施のために制作した著作物について、委託期間終了後、著作者人格権の行使はしないものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。
- (6) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し(以下「再委託」という。)、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。
- (8) 委託期間終了後、当該運營業務の受託者が変更になった場合は、適切に引き継ぎを行うこと。